

島原市教育委員会

議案集

- 第19号議案 平成25年度(平成24年度事業分)教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価について
- 第20号議案 島原市社会教育委員の委嘱について
- 第21号議案 島原市少年センター運営協議会委員の委嘱について

平成25年7月3日 定例会

第19号議案

平成25年度（平成24年度事業分）教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価について

平成25年度（平成24年度事業分）教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況にかかる点検及び評価については、別紙報告書のとおりとする。

平成25年7月3日提出

島原市教育委員会

教育長 清水 充枝

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、平成24年度中の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について自己点検及び評価を行い、その結果を報告書にまとめ市議会に提出し、公表するものである。

《参 考》

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第 2 0 号議案

平成 2 5 年度島原市社会教育委員の委嘱について

平成 2 5 年度島原市社会教育委員に、別紙の者を委嘱する。

平成 2 5 年 7 月 3 日提出

島原市教育委員会

教育長 清水 充枝

提案理由

島原市社会教育委員条例第 2 条及び第 3 条の規定により、委員に委嘱しようとするものである。

(参考)

○島原市社会教育委員条例（抜粋）

(目的)

第1条 社会教育法第15条の規定に基づき社会教育の振興を図るため、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(定数等)

第2条 委員の定数は、11人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は特別の事情があるときは任期中でも解任することができる。

(委員の職務)

第4条 委員は、島原市の社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため次の職務を行う。

(1) 島原市の社会教育に関する諸計画を立案すること。

(2) 定時又は臨時に会議を開き教育委員会の諮問に応じこれに対して意見を述べること。

(3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 委員は、教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体・社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

第5条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

○社会教育法（抜粋）

(社会教育委員の構成)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

平成25年度 社会教育委員名簿

□ 社会教育委員（平成25年4月1日から平成27年3月31日まで任期2年）

氏名	住所（職場等）	電話番号	備考
加藤 勝彦			学識経験
大町 範保			学識経験
中村 義則			学識経験
佐藤 美由紀			家庭教育
村本 雅一			社会教育
岩村 良之			学校教育
金子 統太郎			学識経験
肘井 裕子			家庭教育
大場 健吾			社会教育
古瀬 彬			社会教育

第 2 1 号議案

島原市少年センター運営協議会委員の委嘱について

島原市少年センター運営協議会委員に、下記の者を委嘱する。

氏名	住所（職場等）	年齢	年数	備考
寺田 集施	島原市教育委員会事務局	55	0	教育次長
永淵 浩司	島原警察署	42	0	生活安全課長

（任期：平成25年4月1日から平成26年3月31日）

平成 2 5 年 7 月 3 日 提出

島原市教育委員会

教育長 清水 充枝

提案理由

島原市少年センター運営協議会条例第 3 条第 5 項の規定により、前任者の
残任期間について委員に委嘱しようとするものである。

(参考)

○島原市少年センター運営協議会条例（抄）

（組織）

第3条 協議会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について、教育委員会が委嘱又は任命する。

（1） 学識経験者 6人以内

（2） 市職員 1人

（3） 青少年関係機関の職員 7人以内

3 前項第1号につき委嘱された委員の任期は、2年とする。

4 その職にあるため委員になった者の任期は、その在職期間中とする。

5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

平成25年度 島原市少年センター運営協議会委員名簿

□ 島原市少年センター運営協議会委員（平成24年4月1日から平成26年3月31日まで任期2年）

氏名	住所(職場等)	年齢	年数	備考
田上 利治		75	10	三会地区青少協会長
堀川 邦夫		60	4	杉谷地区青少協会長
岡野 千春		66	3	森岳地区青少協委員
豊田 芳明		58	2	霊丘地区青少協会長
永門 重明		75	6	白山地区青少協会長
大場 安廣		64	2	安中地区青少協会長
宮崎 善金		68	6	有明地区青少年育成会議会長
松本 正弘		66	2	少年センター補導委員協議会会長
寺田 集施		56	0	教育次長
永淵 浩司		41	0	生活安全課長
益田 正		54	3	島原市校長会代表
北浦 剛資		57	1	島原地区学校警察連絡協会長
吉村 寿美子		47	2	島原市交通安全母の会代表
小鉢 博子		60	3	島原市主任児童委員代表